大阪府子どもの高次脳機能障がい理解促進事業

事業者募集要領

**１　事業名**

大阪府子どもの高次脳機能障がい理解促進事業

**２　事業目的など**

　　府内の医療機関及び障がい福祉サービス事業所等の子どもの高次脳機能障がいに関する支援力の向上を図るため、大阪府内の18歳未満で高次脳機能障がいがある者(以下「子どもの高次脳機能障がい」という。)の支援に関する調査、支援ツール等の作成を行う事業者に対し、予算の範囲内で、補助を行うもの。

　　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、子どもの高次脳機能障がいの支援ニーズや支援体制に係る調査を実施することで実態把握及び課題の整理を行うとともに、調査結果をもとにした障がい理解促進のための支援ツール等を作成し、支援ツール等の周知及び障がいに関する啓発を行うことにより、府内の子どもの高次脳機能障がいを支援する者の支援力の向上を図るものとする。

**３　補助対象期間**

補助金交付決定の日から令和７年３月３１日(月曜日)まで

**４　補助対象経費**

補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費

報酬、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

**５　補助金額**

　　対象経費の実支出額に補助率１０／１０を乗じて得た額の合計額と520万円を比較して少ない方

の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、

1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

**６　スケジュール**

・公募開始　　　　　　　　　　　令和６年４月３日（水曜日）

・提案書類提出締切 　　　　　　令和６年４月22日（月曜日）

・補助対象事業者の決定・公表　　令和６年４月下旬（予定）

・事業終了 　　　　　　令和７年３月３１日（月曜日）

**７　応募要件**

(１)高次脳機能障がいについての知見を有し、府内で事業所を設置し、事業を行っている社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体（以下「団体」という）であること。

(２)補助を受ける者は、この事業によって作成した成果物を、大阪府が無償で自由に利用すること

を承認すること。

ただし、団体またはその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募できない。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第

２号に規定する「暴力団」をいう。）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力

団員」をいう。）

③暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第２条第４号に規

定する「暴力団密接関係者」をいう。）

④法人にあっては、罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、

またはその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

⑤公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54

号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了して日から１年を経過しない者

**８　応募受付期間**

令和６年４月３日（水曜日）から令和６年４月22日（月曜日）まで（必着）

**９　応募方法**

　　応募書類を作成のうえ、下記問い合わせ先に郵送で提出すること。

　　なお、応募に関する費用は全て応募者が負担することとし、提出された書類は如何なる理由があっても返却しません。

**〇応募書類**

・「大阪府子どもの高次脳機能障がい理解促進事業」応募申込書

・「大阪府子どもの高次脳機能障がい理解促進事業」企画提案書

　　　・収支予算書

　　　・要件確認申立書

　　　・暴力団等審査情報

　　　・誓約書

　　　・定款（法人の場合のみ。発行後３カ月以内のもの）

　　　・商業・法人登記簿謄本又は法人現在事項全部証明書（法人の場合のみ。発行後３カ月以内のも

の）

・貸借対照表及び損益計算書の写し（法人の場合のみ。最近1カ年のもの、半期決算の場合は２

　期分）

**１０　質問の受付**

　　（１）受付期間

　　　応募開始日から令和６年４月12日（金曜日）まで

　　（２）質問方法

　　　電子メール（アドレス：chiikiseikatsu@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　　　ア　電子メール送信後、下記問い合わせ先まで電話での着信の確認をお願いします。

　　　イ　質問への回答は地域生活支援課のホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/）に掲示し、個別には回答しません。

**１１　補助を受ける者の決定**

　　（１）決定方法

　　　下記の審査基準に基づき、有識者の意見も参考にしながら、補助を受ける者を決定します。なお、事業計画等の内容について別途ヒアリングの実施や資料を要求する場合があります。

　　（２）審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 審査項目 | 審査内容 | | 配点 |
| １ | 事業目的及び業務内容の理解度 | 事業目的及び事業内容に対する理解 | 子どもの高次脳機能障がいに対する支援につ  いて、応募者の考え方は具体的かつ適切か。 | 10点 |
| ２ | 事業内容 | 実態調査 | 子どもの高次脳機能障がいに対する実態調査の対象、内容及び手法は適切かつ明確であるか。 | 30点 |
| 支援ツール等作成 | 実態調査の結果・課題を整理し、それらを適切に踏まえた支援ツール等を作成可能か。  支援ツール等の周知先や活用方法について、障がい理解の促進につながるものとなっているか。 | 30点 |
| ３ | 事業運営体制  及び業務計画等 | 業務計画 | 計画的かつ実現可能な事業スケジュールが示されているか。 | 10点 |
| 運営体制 | 業務の実施にあたり、組織体制や人員配置は適切か。また実施者が複数の者からなる場合には、役割や責任分担等があいまいなものにならないための方策が盛り込まれているか。 | 10点 |
| 実績等 | 実態調査の実績等、当事業を適切に実施することに資する事業の実績があるか。 | 10点 |
|  | 合計 | | | 100点 |

　　（３）審査結果の公表

　　　審査結果は、応募者全員に通知するとともに、採択された事業者は府のホームページで事業者名を公表します。

**１２　補助金の支払い**

　　　補助金は、事業終了後に提出していただく実績報告書をもとに、検査を行い、検査合格後、口座振替により精算払します。

　　　ただし、知事が必要と認めるときは、交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付することができます。

**１３　補助金交付要綱等**

　　〇大阪府子どもの高次脳機能障がい理解促進事業費補助金交付要綱

　　〇大阪府補助金交付規則

**１４　問い合わせ先**

　　大阪府福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課　地域生活推進グループ

　　〒540-8570　大阪市中央区大手前三丁目2-12　大阪府庁別館１階

　　代表：06-6941-0351（内線6671）

　　直通；06-6944-6671